

みどり市住宅用太陽光発電システム設置補助金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、環境保全の立場から環境問題についての市民意識の高揚に努め、資源循環型社会の形成を目指すとともに、市民が新エネルギーを積極的に活用できるまちづくりを推進するため、住宅等へ住宅用太陽光発電システム(以下「対象システム」という。)を設置する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、みどり市補助金等に関する規則(平成18年みどり市規則第40号)に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるものとする。

- (1) 住宅等 自らが居住する既存住宅及び新築住宅又は建売住宅(事務所、店舗、その他これに類する用途を兼ねる住宅を含む。ただし、住宅の用に供する床面積が、延べ床面積の1/2以上を占めるものとする。)をいう。
- (2) 対象システム 住宅等の屋根等への設置に適した低圧配電線と逆潮流有りで連結する太陽光発電システムであって未使用品のもの(中古品は対象外)をいう。

2 この告示に基づく補助金の交付は、1の住宅につき1回を限度とする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 自らが居住する市内の住宅に対象システムを設置する者(当該住宅等が自己の所有に属さない場合は、当該住宅の所有者の承諾書を提出できる者)
- (2) 市税(国民健康保険税を含む。)を滞納していない者
- (3) 電力会社と余剰電力受給契約の締結を予定する者

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、対象システムの最大出力の値(キロワット表示とし、小数第2位以下を切り捨てた値)に3万円を乗じて得た額とし、10万円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、対象システムに係る設置工事の着手前に、みどり市住宅用太陽光発電システム設置補助金交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)及び次の各号に掲げる添付書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 対象システムの設置予定場所の案内図
- (2) 対象システムの設置予定場所の現況写真
- (3) 対象システムの設置に係る見積書及び内訳明細書の写し
- (4) 対象システムの仕様書の写し
- (5) 納税証明書
- (6) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第 6 条 市長は、前条の申請を受けた場合、その内容を審査し、補助金の交付を適当と認めるときは、その交付を決定し、当該補助金申請者にみどり市住宅用太陽光発電システム設置補助金交付決定通知書（様式第 2 号）により通知するものとする。

(計画の変更)

第 7 条 補助事業者は、申請書の内容を変更しようとするときは、みどり市住宅用太陽光発電システム設置補助金計画変更申請書（様式第 3 号）を提出し、その決定を受けなければならない。ただし、交付決定を受けた補助金の額に変更がない場合で、交付目的に反しない軽微な変更をするときはこの限りではない。

2 市長は、前項の決定をしたときは、みどり市住宅用太陽光発電システム設置補助金計画変更決定通知書（第 4 号様式）により当該補助事業者へ通知するものとする。

(計画の中止)

第 8 条 補助事業者は、申請書の内容を中止しようとするときは、みどり市住宅用太陽光発電システム設置補助金中止申請書（第 5 号様式）を提出し、その決定を受けなければならない。

2 市長は、前項の決定をしたときは、みどり市住宅用太陽光発電システム設置補助金中止決定通知書（第 6 号様式）により当該補助事業者へ通知するものとする。

(実績報告)

第 9 条 補助事業者は、対象システムの設置を完了したときは、みどり市住宅用太陽光発電システム設置補助事業実績報告書（第 7 号様式。以下「報告書」という。）及び次の各号に掲げる添付書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 対象システムの設置に係る領収書及び内訳明細書の写し
- (2) 電力会社との電力受給契約書の写し
- (3) 対象システムの保証書の写し
- (4) 対象システムの設置完了後の現況写真
- (5) 補助事業者が、住宅等に居住していることを示す住民票の写し
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 報告書は、当該年度の 3 月末日までに市長に提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第 10 条 市長は、前条の規定により報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適正と認められるときは、補助金の額を確定し、みどり市住宅用太陽光発電システム設置補助金確定通知書（第 8 号様式）により当該補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の請求等)

第 11 条 前条により補助金の確定を受けた者は、みどり市住宅用太陽光発電システム設置補助金請求書（様式第 9 号）を市長に提出し、補助金の交付を請求しなければならない。

2 市長は、前項の請求があった場合は、請求者の指定する口座に補助金を振り込むものとする。

(交付決定の取消)

第 12 条 市長は、補助事業者が、次の各号に該当するときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 虚偽その他不正な行為により補助金の交付決定を受けたとき、又は受けようとしたとき。
- (2) 前条に基づく補助金の請求を行わないとき。
- (3) その他市長が不相当と認めたとき。

(協力)

第 13 条 市長は、必要があるときは、補助事業者に対して、対象システムの使用状況及び買電量等に関する情報の提供その他の協力を求めることができる。

(その他)

第 14 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定めることができる。

附 則

この告示は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

この告示は、平成 21 年 11 月 1 日から施行する。